

第1日

令和2年5月1日（金）

午前10時零分開会

○議長（堀尾俊浩君） おはようございます。

これより令和2年第2回朝倉市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議事に入る前に、一言御挨拶申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染問題が連日報告されております。この新型コロナウイルスで、全国で450名以上の方が、とうとい命が亡くなっております。心より御冥福をお祈り申し上げます。

また、感染者は延べで1万4,000人を超え、福岡県も640名以上出ております。皆様方の一日も早い回復を願っております。

そして、今も現場では医療関係者、介護関係者の方が献身的に活動されております。改めまして敬意を表したいと思います。

我が朝倉市におきましては、幸いにもまだ感染者が出ておりません。これは、朝倉市民の皆様方の取り組み、また、林市長を初め、関係各位の真剣な取り組みの結果と評価していると思っております。

私たち朝倉市議会も、最重要課題として今後取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願ひします。

会期についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、お手元に配付いたしております会期日程表のとおり、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

11番浅尾静二議員

12番柴山恭子議員

を指名いたします。

これより、議案等の上程を行います。

本日、市長から議案6件の送付を受けました。

これを一括上程し、提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

○市長(林 裕二君) 提案理由の説明をいたします前に、一言御挨拶をさせていただきます。

ことし1月に国内での新型コロナウイルス感染症患者が確認されて以降、現在までに全国の感染者数は1万4,000人を超え、かつて経験したことがない未曾有の緊急事態となっています。

現在のところ、朝倉市におきましては感染者の確認はありませんが、福岡県内や周辺地域の状況を見ますと、その脅威はすぐそこまで迫っていると実感しております。この間、3月3日からは小中学校等の臨時休業、その後の外出自粛要請、さらには、4月7日の緊急事態宣言、4月16日の特別警戒区域の指定による対策により市民の皆様には感染拡大を防ぎ、地域を守るため大変な御協力をいただいているところであります。このような状況の中、私自身さまざまな団体や個人の方から実情や御意見をお伺いいたしました。

本日、臨時会を開催させていただき、新型コロナウイルス感染症の緊急対策として、今、対応が必要な事業の補正予算を計上させていただきました。また、特別定額給付金の支給につきましては、対策室を立ち上げ、市民の皆様へ一日でも早く給付ができるよう迅速に事務を進めております。

平成29年九州北部豪雨災害を受け、本市の財政状況も非常に厳しい状況ですが、今後も適宜必要な対策を講じてまいります。議員の皆様には今後ともより一層の御協力をお願いしたいと思います。

それでは、提案理由を説明いたします。

本日ここに、令和2年第2回朝倉市議会臨時会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本臨時会に提案申し上げております議案につきまして、ただいまから提案理由の概要を説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

本臨時会では、専決処分について3件、補正予算について2件、条例の改正について1件、合計6件の議案を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、第31号議案朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布され、原則として令和2年4月1日から施行されるに伴い、朝倉市税条例等の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認を求めるものであります。

第32号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律および地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、朝倉市

国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認を求めるものであります。

第33号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年3月30日に公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、朝倉市介護保険条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認を求めるものであります。

次に、第34号議案令和2年度朝倉市一般会計補正予算（第1号）につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として緊急的に要する経費を補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ55億380万円を追加し、予算総額を469億380万円といたしました。それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

総務費では、国の特別定額給付金事業費及び市独自の地方創生臨時交付金事業費として、中小企業等への支援事業費、内定取り消しや解雇された方などを雇用するための経費、宿泊事業者への支援事業費、避難所における新型コロナウイルス感染症対策経費等に54億3,400万円を計上いたしました。

民生費では、国の子育て世帯への臨時特別給付金事業費に6,980万円を計上いたしました。

次に、歳入の内容につきましては、国の特別定額給付金事業費等の歳出に伴う財源として国庫支出金53億6,080万円、市独自の地方創生臨時交付金事業費の歳出に伴う財源としてふるさと納税寄附金を積み立てております地域振興基金より繰入金1億4,300万円を計上いたしました。

第35号議案令和2年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、事業勘定におきまして、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等への傷病手当金について補正するもので、歳入歳出それぞれ250万円を追加し72億5,585万5,000円といたしました。

最後に、第36号議案朝倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対し、傷病手当金を支給したいのでこの条例を制定しようとするものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げますが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（堀尾俊浩君） 補足説明があれば承ります。

なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前10時12分休憩

午前10時14分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案等の質疑を行います。

質疑は、申し合わせにより、同一議題につき3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第31号議案専決処分について（朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第32号議案専決処分について（朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第33号議案専決処分について（朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第34号議案令和2年度朝倉市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。6番小島清人議員。

○6番（小島清人君） 補正予算について質疑をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策として行う、朝倉市独自の支援策等について質疑いたします。

朝倉市独自の支援策等については、国の持続化給付金の対象外となる中小企業への支援事業費1億100万円、宿泊事業者への支援事業費1,800万円、中小企業者経営維持のための資金繰り・経営相談会経費150万円、朝倉市緊急雇用創出事業費2,000万円、避難所における新型コロナウイルス感染症対策経費250万円の合計1億4,300万円の財源の確保に当たりましては、現在、復旧・復興を進める中で大変御苦勞がおありになったと思いますが、この1億4,300万円の財源の確保はどのような方法で確保されたのか、まず、質疑します。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 小島議員のほうからの質疑でございます。

市単独といたしまして1億4,300万円ということの歳出でございます。この財源につきましては、現在、昨日、国のほうでも地方創生臨時交付金の1兆円という声が聞き及んで

おりますが、私どものほうといたしましては、まず、地域振興基金、これは、ふるさと納税を原資といたしまして積み立てております基金でございます。

いずれは地方創生の臨時交付金のほうで組み替えという考え方を持っておりますが、財源確保という捉え方にに基づきまして地域振興基金を歳入の財源に充てております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 6番小島清人議員。

○6番（小島清人君） そこで、次に朝倉市独自の支援策等の財源の確保の方法でございますが、現在、朝倉市が所有しております各種の基金の中で、どの基金がこの独自の支援策に充当することができるのか、その基金の名称と現在高について質疑します。

○議長（堀尾俊浩君） 総務財政課長。

○総務財政課長（佐々木哲治君） 今回の、全国的に行われております、このコロナ対策の経費でございます。

ほかの団体を見ますと、財政調整基金で手当てをされているところが多いかと思っております。当市におきましても対象となる基金につきましては、財政調整基金、もしくは地域振興基金だと思っております。

財政調整基金につきましては、現在のところの残高としましては18.7億円程度、それと、地域振興基金につきましては、今回の補正後でございますが21.9億円の残高となっております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 6番小島議員。

○6番（小島清人君） この中で、私がよく勉強不足でありますけれども、ただいま財政課長説明ありました財政調整基金、地域振興基金。このほかの基金としてまちづくり振興基金というのがあるんじゃないかと思いますが、そこらあたりのことと。

それから、基金とは別になりますが、その他の財源でふるさと応援寄附金、ここらあたりについても、この朝倉市独自のこの施策に充当することができるのかを、まず、お尋ねすると同時に、今、申し上げます、まちづくり振興基金とふるさと応援基金が現在高がいくらかをお尋ねしたいと思います。

○議長（堀尾俊浩君） 総務財政課長。

○総務財政課長（佐々木哲治君） まず先に、まちづくり振興基金でございます。これにつきましては、当市が合併をした団体でございますので、合併の際に設置をいたしました基金でございます。基本的には合併に資するような事業に対応するものでございまして、こちらにつきましては、現在の残高といたしましては17.8億円程度でございます。

それと、もう一点でございます。地域振興基金のふるさと納税の関係の対応が可能かと言われたことだと思っておりますが、これにつきましては、寄附の際に1項目めから6項目、いろんな事業に寄附をされる方の目的といいますか、これに使ってくださいというような項目がございます。6項目につきましては、そういった災害、市のほうの使途に充て

てくださいといった項目がございますので、そういった部分に該当するのではないかと思っております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 申しわけございません。1つの議題について3回までということになっておりますので、御了承願いたいと思います。

ほかにご覧ですか。11番浅尾静二議員。

○11番（浅尾静二君） 本日のやっぱり朝倉市中小企業持続化支援金、この補正予算についてちょっと質疑をさせていただきます。

本当に財政が、九州北部豪雨災害からの復旧・復興の中で、非常に財政が厳しい中、ある意味、よくこういった事業にたどり着いたなというふうにある意味、そういう面におきましては非常に理解をし、評価をするところではございます。

そして、ただし、今回、この給付金の内容についてをどういうふうな判断をもってこういうふうな計画をされたのかということでお伺いをしたいと思います。

まず、1点目が、朝倉市中小企業等持続化支援金の件です。この件につきましては、新聞等でも皆さんもよく御存じのとおり、国の持続化給付金50%以上減収した中小企業に対する支援金、法人の場合200万円、個人の場合100万円という形で出ております。

そういった形の中で、今回、朝倉市独自が15%から50%未満という形でされました。やはり、今、中小企業の中で特に個人事業者を含め売り上げがどんどん減少している中で、本当は50%以上の方々が、50%以上ダウンした方々が本当に厳しい状況に追い込まれているのが現状だと私は思っております。

そうした中で、今、報道等でもございますように、各市町村で独自策がいろいろ報道もされておりますし、さまざまな取り組みもされております。そうした中で、この朝倉市の今回の取り組み、やはり、市民、事業者にとっては国・県のそういう持続化給付金はありますけれども、やはり、市から何らかのわずかでもいいからそういった手助けなり支援が欲しかったなという意見が多かったというのがありまして、やはり、市からもわずかなりでも私は助成をするべきだったのではないかなと思っております。どういった基準でこういうふうな15%から50%にされたのかをお伺いしたい。

もう一点、もう一点は、2番目の朝倉市宿泊事業者サポート支援金、これも、この次の段に書いてあります「市内の観光産業を牽引する宿泊事業者の方へ」という、その「観光産業を牽引する」ということで、ここは、朝倉市独自のやはり旅館、原鶴温泉を抱え、秋月等々にもこの数多くの旅館がありまして、その中で、朝倉市独自の中で、ここは独自色が出てきたのかなというふうに思っております。

しかしながら、観光産業というくくりで考えたときに、やはり観光産業に携わるある意味自動車産業、自動車の事業者の方々、あるいは旅館等に野菜や果物、そのようなものを納入されているの方々、ひいては、その産地の方々まで農業の方々まで考えますと、観光産業を牽引する宿泊事業者だけにかかわらず、その関連する事業者の方々にも、やはり、そ

ういった支援を私はされるべきだったのではないかなと思っております。

そういった意味で、その2点目のこの宿泊・観光産業というくくりの中で、宿泊事業者というふうにされた、このことについての判断に至った経過をお伺いしたいと思います。

○議長（堀尾俊浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（時津美穂君） まず、1点目についてお答えをさせていただきます。

先ほど浅尾議員おっしゃいましたように、国の経済産業省が制度を出しました持続化給付金につきましては、売り上げが50%以上減の法人に対して200万円以内、個人事業者に対して100万円以内の給付でございます。

また、きょう議決をいただくかと思えますけれども、福岡県が新たに出しております福岡県持続化緊急支援金、こちらは、国の給付金では入っていません50%未満減の中小企業者が対象にならないことから減少率30%以上、そして、50%未満の中小企業者向けに法人が50万円、個人事業者が25万円以内の支給事業を実施するものでございます。

今回、朝倉市の制度、朝倉市中小企業等持続化支援金案につきましては、法人が10万円、個人が5万円を支援をさせていただきます。県の支援金に市が上乗せをする形で支援金を交付するものでございます。

また、かつセーフティネットの4号、5号がよく言われていますけれども、今回、コロナ関連で危機関連保証というのが発動されました。この危機関連保証が15%以上減のところの事業者を支えるものでございまして、今回、朝倉市につきましては、その危機関連保証に該当されております売り上げの減が15%と30%未満の減の事業者を、そこら辺を支えるみたいな形で支援をするということでございます。

簡単に申しますと、国の持続化給付金に採択されない売り上げ減の15%以上から49%減の中小企業者に対して一定額を法人10万円と個人5万円を支給するものでございます。

それと2点目でございます。2点目は、どうして宿泊業者に対して高額支給をするのかという質問だと思います。（発言する者あり）観光も含めてですけれども。まず、5点考えたんですけども、コロナ感染症による影響が政府の外出自粛要請を受けて特に旅館業者において強く減が見られているように考えております。

市内の宿泊施設につきましては、県内で感染者が確認されました2月下旬以降に顕著にあらわれて、休業を強いられている施設が多くございます。また、宿泊事業者につきましては、本市を訪れる観光客の滞在時間を延伸させながら域内を周遊させる重要な役割を担っております。収束後の地域経済の活性化におきまして観光産業を牽引する必要不可欠な存在だと考えておるところです。

また、朝倉市の復興計画における、ことし再生期に当たりますから、観光のほうにも力を注いでいこうというふうに考えているところです。また、昨年度末、3月ですけれども観光振興指針も策定しておりながら、こういった指針と復興計画を考えながら市の姿勢を打ち出したものでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 11番浅尾静二議員。

○11番（浅尾静二君） 全然、私の質問と答えがかみ合っていないんですけど。ちゃんとまともに答えてもらわないと、きょう、臨時議会ですので、1日できょうの全部の議案を審議していかなければならないタイトな日程になっておりますので、簡潔にお願いいたします。

最初言いました、15%から50%の枠を何をもってその判断に至ったのかということをお尋ねしています。何をもって15から50にそこを決めたのかということ。

それから、2点目につきましては、その宿泊サポート資金、今回、朝倉市独自の、独自策のこういった支援金がありますけども、観光産業というくくりの中で考えたときにさまざまな業種がありますよと、そういう説明をいたしました。そうした中で、宿泊事業者だけに限ったのは何だったんですかと。ほかに事業者に、例えば交通事業者、花の関係の方々、野菜の関係の方々、たくさんおられた中で、なぜ宿泊事業者だけにされたのかをお伺いしています。

○議長（堀尾俊浩君） 農林商工部長。

○農林商工部長（石橋一良君） 失礼いたします。

まず、15から50%はどうやって設定したかということでございますが、先ほど課長のほうも答弁しましたとおり、まず、国の持続化給付金については50%以上と、それで、国に乗らないものについて県のほうが国の採択に乗らないものについて50から30というものを打ち出されてあります。それに基づきまして、ただ、50から30ですと、その下もあります。

ただ、その15%の基準というものにつきましては、先ほど言いましたとおり危機関連保証、そちらのほうの採択基準は15%と、このやはり15%の根拠というものにつきましては、資金繰りが逼迫している事業所を対象として、この危機関連保証が打ち出されてありますので、その15%から国の採択に乗らないもの50%をもって市の単独支援といたしております。

また、宿泊関係、観光産業、確かにほかにいろいろございますが、ただ、宿泊施設につきましては、やはり市の観光の誘客とか周辺地域の経済振興、雇用等も大変多ございます。その施設、やはり、その宿泊施設等が占める地域経済の影響は甚大でありますので、それに基づきまして宿泊、今回は宿泊の支援という形とさせて、サポート支援金という形で取り組まさせていただきます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） よろしいですか。ほかにございますか。13番大庭きみ子議員。

○13番（大庭きみ子君） この一般会計の補正予算なんですけど、この中で、今、朝倉市独自の支援策の中で、私は、子どもたちの教育の面とか、その貧困家庭の子育て支援とかそのあたりが織り込まれていないということにどういうふうを考えていらっしゃるのかなというのをちょっと疑問を持っております。

今、教育の面も大変学力が落ちているのではないかと、また、体力が落ちているのではないかと心配されているところなのですが、地域によってはオンライン授業が始まったり、

タブレット導入が始まったり、何らかの工夫をされているところが顕著に見えております。

朝倉市の場合は、その対策を何か考えてあるのか、独自の政策、支援はないのか、それを一点お尋ねいたします。

もう一つ、貧困家庭の収入がない、なくなった世帯への支援、1人当たり1万円というのは、これは国が臨時特別給付金として配給いたしておりますが、本当に急にコロナの影響で仕事に出れなくなった、子どもを見らなければならない、生活費、また、家賃も払えないという、本当に困ってあるひとり親家庭だったり困窮世帯の方がいらっしゃいます。そういう方々への支援というのはどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） 1点目の小中学校の学力につきまして、他市でそんなに多くはないと思いますけれども、オンライン授業が行われているというところで、本市におきましてもGIGAスクールということで現在取り組んでおりまして、今年度中にタブレットを全児童生徒に配付ができるような取り組みを、今、進めております。

現状で申し上げますと、6月議会のほうに上程をさせていただき予定でございますので、現在、まだ詳細に詰めておるところでございますけれども、現在、もう3月以降、小中学生家庭で見させていただいておりますので、昨日、文科省のほうで授業の内容のそういうインターネットで学習ができるものがありますので、それを昨日、教育委員会として市のホームページからリンクしてそこに入れるようなシステムをしまして、きのう、昨日、臨時校長会もしまして、そこで周知を図るように、まず、早急にしたところでございますので、全体的な取り組みとしては今年度中というところで、前回申しましたように、令和5年度までに国の事業で行うようになっていたものを今度の緊急経済対策等で予算もつきますので、それを前倒して早急に取り組んでおるところでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 貧困、コロナの関係とかで生活困窮なされた場合、今、社会福祉協議会で資金の貸し付け等を行っているところでございますし、もし、生活の困窮者が出ている場合は福祉事務所で個別に生活困窮者の制度のほうで対応をしたりしているところでございます。

まだ、ちょっと市の独自事業とかまでは行っておりませんが、そういうところで対応しているところがございます。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 13番大庭きみ子議員。

○13番（大庭きみ子君） 教育の問題ですが、せっかく朝倉市もGIGAスクールとか計画されていますので、もう早急にこれをきっかけに進めていただきたいと思っております。

本当にもう教育の格差が地方で出てきているのではないかと大変懸念をしております。ある学校では、メールで子どもたちの様子を先生から尋ねられたりとかそういうことをやっている学校もあるそうなんです、朝倉市としては全体でそういうふうな取り組み、そ

れに見合うような予算がついている、何かつけられないのかなと思っておりませんが、そのあたりをお尋ねいたします。

もう一つ、貧困家庭なんですけど、社協もありますけど、返済しないといけないんです。無利子で貸し出すという制度だと思えますし、今、早急に、今、生活に困ってある何かその方たちへのやっぱり手当てというのはもう早急にやらないと、本当に虐待に走ったり、いろんなDVに走ったり、いろんな事件にまた進んで何か悪循環になって家庭崩壊になったりするのではないかなとそういう懸念も出ております。

何かそのあたりの対策をやっぱり独自でやっていかないといけないのではないかと考えています。そのあたりも重ねてお尋ねします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） このコロナ対策につきましては、今後、他市町村の取り組み等も参考にしながら予算化できるものにつきましては積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（堀尾俊浩君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 国のほうの雇用対策とかそういう制度もありまして、そういうのをちょっと見ながら今後ちょっと検討するというか、ちょっと様子を見ていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 13番大庭きみ子議員。

○13番（大庭きみ子君） 緊急性が本当にあると思います。きょう、あしたの食費がないとか本当にどうやって生活していこうかと本当に苦労してある方が……。

○議長（堀尾俊浩君） 済みません、一般質問じゃございませんので議案の質疑ということでございます。了解していただきたいと思えます。

○13番（大庭きみ子君） そうですね、はい、了解しました。

それで、これは須恵町なんですけど、生活支援商品券というのを全世帯に配るとか、これは全世帯に1万1,000円の生活支援商品券を配布とかあるんですけど、コロナで災害に遭ってある方は、本当に多岐にわたると思えます。災害に遭われた被災者の方もそうです、農業者の方も、高齢者の方も、障害者の方もいろんなところで弊害が出たり不自由さを感じてあります。

何か、私は全てに、そういう弱者の方に行き渡るような何かそういう支援ができないのかなと。例えば、この生活支援商品券だと市内で買い物してくださいという券なので、それで商店街が潤う、飲食店が潤うということもありますので、二重の効果があるのではないかなと思えますし、何かすぐ役に立つ何か独自策を朝倉市も打ってほしいな、この被災してかなり疲弊しているんです。皆さんたちの気持ちも落ち込んでいますし、何か生活も大変困窮してある方がふえています。その中でこういう何か生活支援がもっと身近なところで役に立つようなのが打てないのかという思いがありますが、そのあたりはいかがでしょ

うか。

○議長（堀尾俊浩君） 大庭議員、今のは一般質問となると思いますので、議案の質疑とはちょっと外れておるとおもいます。申しわけございませんが、はい。（発言する者あり）
変えます。はい。13番大庭きみ子議員。

○13番（大庭きみ子君） ふるさと納税とかそういう基金で繰り出せないのかというところをちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 今回、単独の分について先ほど言いましたように、ふるさと納税を原資とした地域振興基金というところの財源充当ということで先に御説明をさせていただきました。

その後、財政課長より、ふるさと納税の目的の中の1から6項目の中でのさらに納税をされた方、寄附をされた方の思いを募るということでございます。

昨年、特に令和元年度中につきましては、ふるさと納税はおかげで9月の決算では御報告をいたしますが、ある程度伸ばしております。ただし、一方的に災害の復旧・復興というところにも充当していこうし、ただ、今、コロナということでございます。当初は予算審査のときには地方創生等にもその財源については使わせていただくような考え方を持っておりますということはお話をしていたと思います。ですから、今回、そういうことも視野に入れながら、当然、1兆円という臨時の交付金の考え方もありましようが、そういうふうな財源という形の中では、当然、必要な部分については対応していくということは検討の一助と思っておりますので、認識をさせていただきます。

○議長（堀尾俊浩君） ほかに。16番実藤議員。

○16番（実藤輝夫君） 今回はようやく、この具体的な案が上程されたということで一定の評価をいたしております。

まず確認ですが、今、13番議員の質疑に対して、一般質問ではないからやめてくれということですけど、議案に関する質疑に関連するものは一般質問的な要素を含むというのは当たり前のことで、私もそのような観点からしますので、誤解のないように。

参考例を言いますと、きのう、福岡市議会で臨時議会があっています。きょう、新聞、西日本新聞に出ています。どういう内容かというのは、6会派が、1議員無所属が出して、その内容について、議案とは直接関係ない議案に対して質疑をしていく、何でこれをしないのか、市長は今後どうしていくのかという質疑をしております。公然とこれは、議会運営を含めて認められて、そして新聞等で報道されている。これを1点確認しておきます。

朝倉市議会は違うということであれば、また後日。

それから、私、補正予算については、各委員会で審査のみということで建設経済常任委員会に関連するものについては、そこで審査のみだけでもするんだろうと思ったら、今、副議長聞いたら、これは、委員会付託の件について載っていないということで、これは補

正予算について建設経済にかかわる、委員会にかかわるものについての審査はないということですね、委員会としては。それによって質問の仕方が……。

委員会に審査があれば、ここでしないで委員会ですというルールがあるでしょう、必要な市長以外の答弁については。だから、一定のルールをきちんとしていかないと、今、ルールが非常に雑になっているんです。

何か変な力によって押し曲げられちゃいけない。議会ルールというのをしっかりさせておかなきゃいけない。それによって、この1番、2番、3番は、私は飛ばそうと思っていたけども、やっぱりやらなきゃいけないのかなと思って、今、質問しています。

3回しかないから立っておきます。まだ継続して質問しますから。きょうは、もう構えてきているんだから、当たり前でしょう。住民からもやあやあ言われておる。

これは議案だから、定例議会では委員会付託されて補正予算の審査のみということで可決、否決のそれはしませんけど審査はするというので今までやってきているので、臨時議会の場合は例外かなと確認をしております。

議運委員長がおるから、なら、回答ができるんだったら。これがないとだめでしょう。私がこれ進まないよ、だって……。

○議長（堀尾俊浩君） 暫時休憩します。

午前10時46分休憩

午前10時56分再開

○議長（堀尾俊浩君） 再開いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（山南哲也君） 済みません、ちょっとマイクの漏れがありました。

委員会審査についてでございますけれども、議事日程表のほうには記載がございませんですが、委員会審査としては行います。これを行いますので、御説明申し上げます。

○議長（堀尾俊浩君） 16番実藤輝夫議員。

○16番（実藤輝夫君） そうということです。じゃあ、今度は具体的に、配付されております予算、補正予算の概要、特に商工観光課はこれ非常にいいのをつくってきてくれまして、この1番、2番、3番については委員会で質疑をいたします。

問題は、総論的に話をすると、4月21日には全員協議会を開きまして、市長以下に来ていただきました。それなりの質疑応答ができて非常によかった、市長からも非常に前向きな発言が出て、市長執行部に任せてくれと。緊急事態なのでスピードを持ってやりたいということでしたので、私も議長に確認をしましたがけれども、きょうの臨時議会までに執行部と議会との日程がなかなかとれないということを知りましたので、了解をいたしまして、きょうの質疑に至っておることを確認いたしておきます。

ところで、市民から非常に叱咤激励といいますか、決断とスピードが遅いと、特に、私ここに数多くの資料を持ってきています。新聞記事、それから数、各市29市の中の五、六

の市に議会事務局を通じ、そして担当課と話をさせていただきました。それぞれがそれぞれの市の特性を持って対応されております。

第一番目に質問したい、ここで3回しかできませんので、1回目広くやりますので、御理解いただきたい。もしもほかに、私が長いという人がおりましたら、どうぞ質疑をしてください。途中で交代しますから。

これは、私も議員生活の中でこのコロナウイルスというのは、五本の指以上に当たる朝倉市民の難題です。難問、非常に大きな課題だというふうに捉えております。何時間かかったっていい、福岡市は2日間で臨時議会やっておりますが、こういった中小の市は1日限り。しかし、時間を延長してでもね、これは本当はやっていかないかんぐらいの中身だと私は思っております。

そこで、まず、この29市の中で、恐らく二十数番目にこの提案が出てきたと。NHKの番組の上のほうにテロップがずっとこの数日間流れています。朝倉市は出てこない。非常に遅かったということだろうと思うんですね。きのうの夜まで見ました。

ところが、この間の、この政策決定について、どのような観点からなされてきたのか。やはりほかの他市から見ると、非常に限定的なものが多い。2番目とかは確かに、市の、朝倉市の特徴を生かした一つのものでありますけれども、要はほとんどが、こういうものは早急にやっているという政策決定のこの今日に至るまでの経過、どのような形でこういうものが出されてきたのかを、まず。

もう1点、先ほど13番議員からも出ましたけれども、各資料を見ますとね、これはどこですかね、きのう、おととい出てきた市の4市が、春日市、筑紫野市、大野城市、那珂川の4市が提起してきたものですが、これ一般質問じゃありませんからね、議案審議ですよ。

なぜ、この1つとして、オンライン学習というのをこの4市が提携してやって、そしてタブレット端末なんかも出している。中小企業その他は同じような大同小異というところがあるんですが、これについて教育委員会として市の執行部とどういう話をしてきたか。ここで、春日市はもう専決処分でタブレット端末やモバイルルーターを貸与しているんですね。さっきの部長の説明だと、この議案審議をね、34号か、審議する中で福岡市はいろんな提案をしているわけですよ、こういう議案審議の中で。これが何項目も載っている。

これを、今、6月議会に出すということになるとね、7月1日ですよ、閉会は。それから動き出すということになりますね。私も幾つかの資料から市長決断で、教育長もそうなんでしょう、教育長の話は出てきませんでしたけれども。専決処分をね、議会の議長以下、幹部と話をしてこれをやっている。議会承認を後日もらう。もう現実的に動き出しているというのが一つです。これは、教育長でも部長でも結構ですけども、7月1日以降の段階で今検討して間に合うのかと、こういった考え方のもとに進めていくべきことではなかったかということがあります。

もう1つは、先ほども出ていましたけれども、那珂川市は高齢者福祉施設、障害者福祉

施設、保育園などにも対象を拡充している。こういった言葉として適切かどうかわかりませんが、生活弱者といえますか、健康上のいろんな問題がある方にきめ細かにやっぴょうという姿勢がこれも専決処分で出されている。

こういった問題のもう1つは、4月21日に出しておりました朝倉市議会が市のほうに要望書をコロナ対策で出した。非常に私はいいいことだと、しかも全会一致で皆さん方も、数日、考え、考案をする時間があつて、私も幾つか出させていただきました。真剣にやはり考える時間も要るわけです。これ市長も含めて3項目について今質問しておりますが、市長は、やはりこの市の要望書に対してどのように受けとめられてきょうの結論に、きょうの提案に至られたか、それをお聞きしたいと思います。回答によって、2回目の質疑をいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） まず、オンライン授業につきましてですけれども、これにつきましては、昨年度からの計画としまして、令和5年度を目途に国の事業に乗りましてタブレットを小中学生全員に配付をしてそれから授業を行うというタイミングでしたんですけれども、それを、今回、新たな財源が国のほうから示されましたので、それに乗って前倒しでやると。もうこれは今まで御説明させていただいたとおりでございます。

ただ問題は、早急にすることと、それから現場で対応できるかという問題がございまして、学校の先生方に即対応できる方がどれだけいるかという、なかなか学校の先生方聞いでも無理なところがありまして、その辺の準備も含めまして、今年度中になるべく早く入れるというところで、現在、計画をしているところでございますので御理解をお願いしたいと思います。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 今回、補正の部分の中で事業者、それから、特に観光、商工の分野の部分で、4月21日に全協、そのときに既に、我々としまして今回の事業に向けての考え方について、全庁的に、まず自分たちが所管をしている業務の中で特に国が政策を出そうとしておりました今回の特別定額給付金、当然、そこあたりについては、順次、国の承認を待ちながら回しますが、それ以外で市の単独の部分という形の中で全庁的に指示をいたしまして、特に事業者関係についての部分としてメニューを、いろんなメニューを出す取り組みをさせていただきました。最終的に、こういったふうな形の中で調整といいましょうか、予算、歳入とのいろんな関係、それと今、朝倉市の中でそういう着眼点といいましょうか、そこを網羅したところで、今回、臨時議会の中に補正予算という形の中で上程させていただいた経緯でございます。もとより、各事業、各課のほうから上がってきた内容について財政的な査定は当然行いましょうし、最終的には市長の査定といいましょうか、市長のほうからもいろんなアドバイスをいただきながら、いろんな指示をいただきながら、今回の上程という形の中でさせていただきました。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 市長。

○市長（林 裕二君） 質問は、議会から4月21日に出されたものに対しての問題ですね。はい。10日、きょうで9日になろうかというふうに思います。非常に期間は短いということで、これを、結論を、今、全部を申し上げることはできません。

その中で、初めは4項目で検討されていたようなことを聞いているのは事実でございます。あと2項目が追加されたということでございます。

この中で、議会から私のほうにお話がある前から、当然、我々も対策をとっておりましたし、そして今、部長等が答弁をいたしましたように、国の30億円から10億円への大転換といったことを初め、そういったことについては情報をいろんな角度からとりながら検討を開始しておったということで、全庁的に各部各課から上げたのが今部長が答弁したような形で、これを集約しながら財政状況、国の1兆円の問題等々も勘案しながら、そして本日提案をさせていただいたということでもあります。

6項目につきまして、概略をお話できる分をさせていただきます。

今申し上げたのが第1項目、情報収集。

第2項目、影響を受ける企業、事業所などの調査を早く行うということにつきましては、3月の段階で既に商工会議所、商工会、あるいは銀行協会等々と連携をしっかりとしながら、いろんな打ち出される対策等をやっていこうということで協議会をつくりながらやってきたということを初め、各部各課において、当然のことながら、福祉関係、医療関係、それから産業関係、いろんな情報が入りますから、そういったものをしっかりと把握をしてきたということになります。

3番目に記されております国や県が発信する情報をしっかりと把握という項目立てがございまして、これについてはいろんな角度から、いろんなやり方で国、県からの情報を把握をしてきたと、議員もございまして、我々も行政同士ですから、県とのある意味でのそういうパイプ的なものがありますので、そういったことでやってきたと。

それから、風評被害、人権に及ぶこと、こういったことについては広報紙で、市報に掲載をきちっとさせていただいて、市民の皆さん方に、コロナ感染に関して人権を大事にしてくださいといった記載をさせていただいていると。今後も、これは極めて大事な問題ですので、いろんなホームページであったり、そのほか方法を考えながら、議会の皆さん方にも御協力をいただきながら配慮をしていくということになります。

それから、市内医療機関との関係でありますけれども、医師会長と私はお会いをしております。お互いに協力できることはやっていきたいと思いますという確認をいたしまして、現在、関係課と医師会とでどういったことが今後必要なのか等々を、今、当然のことながら、情報交換等を行っている。

それから、外出自粛要請等による高齢者等の買い物や生活の支援といったことが大変重要な課題として挙げられております。このことについても、現在、関係課、複数ござい

すけれども、やれることを今具体的に検討して実行に移していこうという方向性を持ってやっているということでございます。結果がこうだったとか、こうしたということが言える部分と、まだちょっと時間が必要であるという部分があるかというふうに思います。議会からこういった格好で緊急要望ということでいただいておりますので、我々としたしましてはしっかり受けとめさせていただいて、大いに参考にさせていただくということでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 実藤議員、ちょっと、1時間ちょっと経ちましたので、暫時休憩ということでよろしゅうございますか。

暫時休憩いたします。20分から再開いたしたいと思います。

午前11時9分休憩

午前11時19分再開

○議長（堀尾俊浩君） 再開いたします。

16番、実藤輝夫議員。

○16番（実藤輝夫君） 2回目になります。基本的に、市長が今市の緊急要望書をも尊重しながら、きょうの議案上程に至ったということで、私もこの議案について反対する理由はありません。そういう観点から、今問題点があるということを指摘しながら質問をいたしております。そこは御理解をいただきたいと思います。

ただ、問題は、先ほどからまず第1点で言った委員会付託審査のみというのがなかった件については、それとしておきますが、この4、5、6、7に出されておるのは、建設経済委員会のほうにも付託はないと思います。この4番目の緊急雇用創出事業の中で、職を失った、内定取り消しを受けた、これは非常に他市も幾つかの市が取り入れておりまして、これも朝倉市が取り入れるということで、これも地方創生臨時交付金で賄いますので、非常にいいことだなというふうに思っております。ただ、質疑したいのは、中身は聞いていない、私は全然承知していないので、この議案質疑の中でしかできませんので、どういう中身なのか、この20の雇用というのは、特別に雇用するわけですから、どのような条件で、そしてまたどこに配置する予定があるのか、これは、これからなのか、そこあたりをまず聞きたい。

それから、5番目、これについては、防災交通課ですから、私の所管ではない。避難所における新型コロナウイルス、避難所ということですので、どういう、災害の場合じゃなくて、今回のコロナ災の避難所ということになるんだろうと思うんですけど、感染症対策経費って、具体的に中身、これ、ちょっと私もどういう対策をするのかなということで、これをもらったときに感じました。承知しておきたい。

最後、2つあります。特別定額給付金事業費、これはもう本当に国民が、私も含めてですけど、みんなすごいなど。なぜかといいますと、30万円の助成金が閣議決定したものが

これに。これのバックグラウンドは、やっぱり私たち議員も考えにやいかんとですよ。1つの決定が絶対的なものではないと。1つの流れの中で一番ベターと思われるものを総理大臣も県知事も、市長も、それを提案しながらやっていく、そして、それがやはり今回各党の特に公明党の動きというのは私も評価しとるんですよ。ああいう国民の困っている人たちをバックにした一律10万円支給ということで、これを反対する人は、おるかもしれませんが、昨日国会でも、大多数の賛成でこれは可決されました。非常に喜ばしいことだと。そこで市民からすると、じゃあ、これいつもらえるのと、どんなふうにしてもらえるの。テレビでもしょっちゅうやっています。ところが、なかなか皆さんのような知識を、能力を持っている人は少ないんで、さっぱりわからんというのが非常に。やっぱりいつもらえるのか、どういう態勢でやるのかというのが知りたいということです。52億9,100万円ここに上程されておりますけども、これも特別定額給付金という形で、恐らく満額以上、全員この5万2,000人をかけていると思いますけども、それまでいかないと思いますんで、それがどのような、残金がどうなるかということも楽しみにしとるわけですが。特別定額給付金について、これがいつごろ給付できるようになるのか。実は、きのう、30日に交付を開始したところがあるんですよ。これは、皆さん御存じだと思うんだけど、給付金を渡しています。きのうおばあちゃんが出てきて、ありがたいっちゅってからもらっていましたよね。僕は、こういうのがやっぱり行政と議会が本当にやっていかにかにかん、心だと思っているんですよ。大きいこともいい、すばらしいこともいい、でも、本当に喜んでおられるあのおばあちゃんの姿を見たときに、何とかこれはせにやいかんなどということです。

それで、4番目とも関連しますが、この6番目のいつごろ、どのような態勢でなされているのかということをお私、知らせてくれというふうにして来ていますので、住民から。これをぜひ御回答いただきたい。総論的な、いつごろになります。先ほどのまた質問しますが、ああいう形では遅すぎる、専決処分でもいいから、これは専決処分じゃありませんけど、議案ですから、早急に具体策をとってやるということ、これについて、どういうふうな、いつごろ、どのような形でやるかを御答弁いただきたい。

それから、7番目、子育て世帯への臨時特別給付金、これは、環境民生のほうに入るはずなんですけど、これ、落ちていますので、ぜひ、この7番目は環境民生のほうでもまた改めて審議をしていただきたいと思っておりますけども、具体的にどういう中身かだけでもいいですから、否定するつもりはありませんから。今回の私の質疑において、補正予算という面から見ると先ほどから出ておりました原資、これは真水、朝倉市の財源は、結果的には恐らく一銭も出ないだろうというふうに踏んでいます。全部国の事業に基づく補助金、交付金等によって賄われる代物です。これは、私もこの予算書見せてもらって、これを見たときに、ああそういうふうになるだろうと。しかも、地方創生臨時交付金が幅広い用途を認めましたから、これに基づいて、各市に聞いたら、財調基金、あるいは振興基金、それ

からふるさと納税基金、残金というのを充てますと。でも、これは全部戻ってくるというふうに見込んでおります。財源として独自で出す市は今のところ少ない。ただし、第二弾を必要とするときには、それなりの対応をしていきますという市が幾つかありました。生の声を聞いております。そういった面において、この1、2、3については委員会で質疑をしていきますが、4、5、6、7についてお願いしたい。

しつこくなりますけど、教育委員会、やっぱり、よそでタブレットを貸与したり、それからこの後も、実際にきょうの時点で動いている、動いているんですよ。いちいち臨時議会開いてしなくても、専決処分で議員の了解を得れば、災害と一緒に、1カ月後と2カ月後にお金出しますとかじゃなくて、早急にやれるものを誰が議員として反対しますか。そういう時期ですよ。先ほどの部長の話は、私納得できないのは、体制が整っていなかった。それは、今年度中にタブレットという話なんですけど、こういうときこそまさに9月何とかって、また新たな教育問題が提起されてきていますけども、一番大きなものは、学業の格差、これがどう生じてくるかということがみんな怖がっている。今のきょう5月1日ですけど、私も一応この人生の中で何らかの関係で教育に関わってきました。恐らく、部長よりも私のほうがそっちのほうは専門家ではないかと思っているんですけど、それはいいですけど、だから、早急にやるべきことを早急にやっていくという姿勢がなければ、やはり。この福岡市の議員さんたちがきのうそういう論議をしているんですよ。こういう論議をしないといかん。これが載っていますんで、皆さん、どういう論議をしているか、これ、一般質問じゃないですよ。議案質疑で、6会派が、そして1人の無所属が、中身についても、これだけの議案と直接じゃなくてこういうのをやってくれというのがきのうとうとうとやられている。まさに私はこういうのが今回の議案質疑のかなめではないかと。今回は例外的な議案ですよ、例外的な、豪雨災害と一緒に。そこでからね、議案プラス出たところだけで審議するというのは邪道です。正道は、それプラスでどうやって市長以下執行部に実行していただく、そこについて、もう一度、7月1日の時点でこれが可決されたとして、そして渡して、8月、9月になる。この間にどうなっていくのかというのをある父兄から問い合わせがありました。御回答いただきたい。

3番目にまたあれですけど、市長の先ほどの答弁は本当にありがとうございます。議会が何日かにわたって、緊急要望書を出したわけです。それを勘案して、前からとそして議会のそういった要望書に対して真摯に取り組んでおると、時間が足らなかったのも、まだまだ十分ではないけど、一番最初登壇されて言われたとおり、また、今後もやっついこうと、何かあればいつでもやるというような御回答を得ました。まさに私はきょうはそれだろうと思うんです。この議案については、私賛成します。当然です、これは。やらにやいかんことです。これプラスアルファで市長が議会の緊急要望書に対して非常に前向きに捉えられたと、いうことでいいですね。それを全部実行するということは望んでいません。やっぱりケース・バイ・ケース、当市の朝倉市の事情において、早くなったり遅くなった

り、それはもう理解します。何でもかんでも一発でやれって、そんな要望書ではありません。こういうものを目指してやっていこうという要望書です。全会一致でこれは通りました。この種の要望書というのは、全会一致じゃないとダメなんです。主義信条の決議案ではありませんから。豪雨災害のときに何とかして復旧活動をやりましょうという決議案を出して、反対するということは、賛成多数なんてあり得ない。全会一致で全員が前向きにやっていく、そういうふうに市長も要望書について前向きに捉えられておるということでよろしゅうございますか。再度確認いたします。3点、お願いいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（高木昌己君） GIGAスクール構想につきましては、説明させていただいたとおりで、予算が御承認いただいた時点から発注等行っていくという段取りでございますので、議員おっしゃるように、7月以降になろうかと思えます。先ほども申し上げましたけども、昨日、文科省、それから県の教育センターのそういう学習のスキルができるものを市のホームページを通じて閲覧できるというふうにシステム機能、入れてもらいましたことと、それがさきにできたことであります。これから、来月、まだ国のほうが文科省のほうを示していませんけれども、休業が伸びるようなことを想定しまして、今できる段階で、今、この議会の通信を使いまして、電算室のほうで、このラインを使ってできる部分があるということでございますので、現在、各学校に問いかけて、先ほど言いましたようにスキルのある先生を探しまして、1週間程度でそのビデオ等がとれれば、そういうのが紹介できるということになっていきますので、早急にその辺を取り組んで、次の本来のGIGAスクール構想につなげていきたいというところで段取りをしているところでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 市単独の分も含めて、建設経済常任委員会の所管外の分ということで、まず緊急雇用の分でございます。緊急雇用の創出につきましては、今回の新型コロナの感染の拡大の影響で、離職を余儀なくされた方、あるいは、内定取り消しと、そういう方たちを対象としまして、20名の雇用をこれは臨時職員、今令和2年度からは会計年度任用職員という形の中で、5月より随時雇用を始めていこうということで、特に今回動きが始まっております特別定額給付の事務というのは、一気に集中してやる関係もございます。そういったところの中で、事務的なことに対して、緊急雇用の考え方に基つきまして、そういうコロナの影響を受けた方に対して雇用を行うという考え方でございます。

次に、避難所につきましてはこれは防災交通課のほうで上げております避難所における新型コロナウイルス感染症対策経費ということでありまして。先日の全員協議会の中で質問等もございました、今後出水期を迎えるに当たって、内閣のほうも今回出水期における避難所の考え方ということで、まだ県のほうは詳細を出しておりませんが、まずは、ある程度分散をしてくださいと。今まで我々朝倉市の豪雨災害以降につきましてはAエリア、B

エリアという形の中で指定をしておりました。まずは、3カ所を一気に開ける、それをさらに分散をするような考え方の今調整を行っております。それで、そこに伴いますところのまずは検温、それから手洗いのせっけん、それから大広間、すなわち体育館等の中で、もし万が一微熱、37度5分以上の熱があられる方については、当然スペースを確保すると、そういうプライベートルームをつくるためのこれは簡易テントみたいなものでございます。そういうのもろもろ集めまして、今回、まずは出水期に向けて避難所を拡散するに伴いまして、ある程度、通常であれば受付の用品等で事足りますが、今回は、そういう防疫に対するところの部分で充足しましょうということで、消耗品等を基本に予算立てをしておるところでございます。

それから、特別定額給付金の流れでございます。昨日予算が通ったということで、これは、もう皆様方のほうが詳しいと思いますが、4月27日の基準でございます。これに基づきまして、既に朝倉市としましても、その調整という形の中で、冒頭に市長のほうからも申しましたように、特別定額給付事業の対策室を設けまして、専従で今、まずは申請書の用紙の印刷、そして郵便の発送の準備を今行っておるところでございます。5月の12日の段階で申請書等を郵便局のほうに持ち込みまして、朝倉市内に2万2,000世帯でございます。2万2,000世帯に一気に郵便でもって発送する。そして、当然翌日、もしくは翌々日からは、もう受け付けが始まりますので、集中して受け付け、返送の受け付けもありましょうし、この間、5月中におきましては、土日とも問い合わせに対応するように、担当として承っております。今言いますように、2万1,000、もしくは2,000という数でございますが、到底——職員を動員をこの連休中、封入作業と読み合わせの作業に集中して行うように考えております。最終的に、金融機関のほうに支払いの指示をするわけでございますが、その分については、今、指定金融機関と最終調整を行って、特に今月、5月中に支払いする段取りで動いておるところでございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） それでは、子育て世帯への臨時特別給付金事業でございます。こちらにつきましては、児童手当を受給してある方、ゼロ歳から中学生のいる世帯でございますけれども、こちらにつきましては、対象児童1人につき1万円を給付するものでございます。こちらにつきましては、児童手当の振り込みが次、6月10日になっておりまして、その児童手当の口座のほうに1人当たり1万円を振り込むようにしているところでございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するための給付ということで実施するようしております。一応世帯は3,000世帯、手当をいただく方は、予定では6,600人分でございます。6,600万円に事務費を加えた6,980万円の補正額でございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（上村一成君） 補足をさせていただきます。今回のこの特別給付金に

関しましては、児童手当の対象世帯となっておりますが児童手当とは、厳密に言えば別物になります。こちらにつきましては、児童手当の上乗せではありませんで、給付金という形でありますので、誤解のないように御説明をしておきたいと思っております。

なお、こちらにつきましては、申請の手続は要りませんが、ただし、こちらが希望しない場合のみの把握をするようになっておりますので、そのための通知等を差し上げまして、発送につきましては、連休明けを見込んでおります。その希望しない場合の把握をいたしまして、5月末で締め切ったのち、その給付金、口座振込の締め切りに間に合うような手続をすることにしております。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 総合政策課長。

○総合政策課長（則松秀樹君） 特別定額給付金対策室長を兼務しておりますので、補足して説明をさせていただきます。先ほど、部長の答弁の中で、13か14に受付というふうな御答弁をさせていただいておりますが、はっきりと14日からでございます。それと、第1回目の給付につきましては、金融機関等の手続の時間の問題もございまして、5月29日を第1回目として目指していきたいと。そして、6月以降につきましては、月3回給付のタイミングを考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 市長。

○市長（林 裕二君） 議会からの御要望という件につきまして、その前に、財源の問題を議員からお話ございました。これ、現在のところ1兆円です、総額。全国知事会初め、地方団体はこれでは足りない、国会でもその議論はあっておりますけれども、現在1兆円ということでございます。それでありまして、今回、朝倉市が打ち出しました事業に関して、100%それで賄えるかということになりますと、確定したところはないので、やはり財政状況をしっかりと見据えて、そして、1兆円の動向を見ながら、やっていく必要があるということで考えているということでございます。

お尋ねでございます要望書のことについて、現在までの取り組み状況ということをお話をさせていただきました。今回の、我々がつくって、きょう議会のほうにお願いをしていることは、基本的には議会からの御要望は10日前でございます。ですから、これをもとにということではなくて、先ほど総務部長等が答弁をいたしましたように、行政、我々のほうで調査をしながら基本的にはやってきたと、情報とりながら。そして、議会から貴重な御提案をいただいておりますので、これを最大限重く受けとめさせていただいて、そして今後の方向性といったことについても、参考にさせていただきたいと。御報告ということになりますと、ある期間、定額給付金の流れも言いましたけれども、状況が変わらないと、御要望の中身について、そういったものを必要なときに御報告させていただくという形で進めさせていただきたいというふうに思っております。そしてまた議会から、これから議会のほうでしっかりお取り組みをいただいておりますので、議会全体としての考え方等という形で出されてくるものだろうというふうに思っておりますので、こういったことにつ

いては、繰り返しになりますけれども、しっかりと受けとめさせていただいて、議会の皆さん方と我々が、これは緊急事態でありますので、しっかりと連携をさせていただいて、前に向かって市民の生活を守る、産業を応援すると。そして、さらにこの難局を乗り越えて、次の朝倉市の発展ということにつなげていかせていただきたいというふうに思います。

○議長（堀尾俊浩君） 16番、実藤輝夫議員。

○16番（実藤輝夫君） 3回になりますので、私なりの考え方もまとめながら、議案質疑を終わりたいと思うんですが、基本的には、やはりそれぞれの市がそれぞれの事情を抱えながら、今日の対策、支援策を出してきていることは十分に理解をいたしております。市長以下執行部が一生懸命頑張って、特に議会のこの前の緊急要望書というのを初めて出して、これ全会一致でやった。それを生かしたというわけではなく、やっぱり心情的に先ほどから市長は、その要望書も含めて、これからの取り組みに役立てていきたいというふうな趣旨だと理解しておりますけれども、それでいいですね。

それで、先ほどの話の中で、これは市民から言われているんですけど、アバウトな話というのがいつも出てくると、先ほどもそうです。やっぱり、それは理解します。何月何日という言葉、初めて、総合政策課長が言ったけども、それがなかなかできない現状だろうと思う。しかし、今市長が言われたように、随時、情報等交換しながら、あなたたちは、市長以下行政職として、幹部としてそれなりの仕事をされています。私たちは住民代表として、このメール何十件と来ているんですが、きょういちいち言うわけにもいきませんので、それは言いませんが、それから電話もかかってきます。本当に切実な声が聞こえてきます。それで、今、先ほど言ったように、一律10万円というのは、今国民が、これ受け取れるという話で、非常に喜んでる。4月14日から開始して29日に第1弾ができる、これは非常に明快な回答です。これで私も住民に対して何人か質問があっている人たちに対しても回答ができていきます。これが完全に29日に終わると、そんなことは誰も考えていない。それと同時に、確認ですが、やはり、先ほどから1、2、3も含めて、非常に、特に1、2の、特に1がなかなか難しい。これ、御存知かと思いますが、2週間ぐらい前だったかな、この国の持続化給付金かな、2万8,000件が申請があって、申請の対象になったのが、2,500ぐらいで、最終的にももらえるというふうになったのが280件ぐらい、約100件のうちの1件しかそれに該当しなかった。それに調べていく手数というのは物すごい手数だと思うんですよ。だから、これも、先ほど来話があっているように、これを議案を通していく、その姿勢で私も質疑をしているわけですが、ただ通せばいいという話じゃない。だから、そういったものについて、措置がされました、じゃあ、それに対してこういう計画で、このような形でやっていきますということをきょう委員会でする限り話はしていきますが、やっぱり1つの目標値、日時という、これをある程度示していくというのが、今おくとされているとされている朝倉市の政策に対してのやっぱり1つの一縷の光ではないかということで私も思っております。これについて、総務部長が代表して答弁してもらい、

市長は一生懸命答弁されたんで、またあえて市長に答弁求めません。それが1つです。

それから、やっぱり、今度、5月12日に議長提案で先ほど本会議が始まる前に議会と執行部との合同の対策会議をやるということで、私も非常に喜んでおります。そのとき、私は、やはり参加することだけじゃだめなんだと、私も言います。一応、40年前に市議員になって、30年近く議員を続けて、もう難局中の難局を何回も体験してきました。矢面に立って住民から怒られたり、日夜を徹してから話し合いをしたり、そういう状況が幾つもありました。昨今どうでしょうか。私たちは、今回、有事の状況の中で、やはり、きょうしか話ができませぬので、5月12日の件について、やっぱり、この福岡市議会はきのう6会派、そして無所属1人が質疑に立ったと。そしてこれが明確に、具体的な議案そのものではない提案がここにずっと羅列されております。私は、5月12日はこういった論議をやるべきであろうと、議会から、議員が、それぞれの考え方を持って市長に、執行部に提言していく、それを全部やれという話ではないんで、それを十分に市長は聞くというふうに言われていますので、それを非常に大きく期待をいたしております。それで足らなければ、何回もやるべきだと。これは議長、議員の皆さん方にも提言しておきます。3回目になりました。これについて、総務部長、代表して回答をお願いします。

○議長（堀尾俊浩君） 農林商工部長。

○農林商工部長（石橋一良君） 総務部長ということですけど、1番につきましては、中小企業持続化支援金という形で農林商工部のほうとなっております。先ほど16番議員のほうから質問ありましたとおり、申請の期間、方法につきましては、申請の期間につきましては、5月の11日からを予定いたしております。5月の11日から今のところ6月の30日の期間を予定と。書類等につきましては、市のホームページよりダウンロードしていただきまして、その必要書類等を商工会議所や商工会、または市のほうへ郵送していただくという形となっております。支給時期につきましては、こちらにつきましては申しわけございません。5月の中旬以降、順次条件が整い次第支給のほうを行っていきたくと思っております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 5月の12日の段階で議会のコロナウイルス対策会議が催されると。そこで、先ほど実藤議員より昨日の福岡市議会の会派のお話もございました。いろんな意見を当然聞く、参考にして事業に反映する、あるいは選択肢の1つとして考えるということの中で、のち、議会事務局とも打ち合わせをしながら、やっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（堀尾俊浩君） ほかにございますか。14番、梶原康嗣議員。

○14番（梶原康嗣君） きょうは、それぞれの議員さん方から建設的な意見が出ました。本当に、最後には林市長の力強い言葉もいただきながら、勇気づけられたというような感じがするわけでありまして。そういった中で、本当に朝倉市は本当に支援策というか、支援

金というか、そういったものが出るんじゃないだろうか、そんなふうな心配を実は私はしております。何でもかといえますと、皆さん方も御存じのとおり、まだまだ九州北部豪雨がいまだ道半ば、令和5年度には何とかその復旧にこぎつけようということで、行政も、それから市民の皆さん方も歯を食いしばりながら頑張っておるのが現状ではないかなというように、私は、不要不急の外出はするなということで、狭い畑も持っておりますので、草切りをしながら、また、除草剤もかけながら仕事をしておりましたが、3人の方々が車をとめながら、「梶原君、朝倉市は大体どげんなっちゃうとな、よそはいち早く支援金、協力金、応援金みたいなものを発表しよるが、朝倉市は何もねえばい」というようなことです。私が言うには、「それはいろいろと事情がある。しかしながら、朝倉市もちゃんと支援金、協力金みたいなものは、支援策は考えておりますよ」と。「しかしながら、あなたたちも御存じの通りに、特にこの杷木地域は、未曾有の災害の中で、まだまだ光が見えん中で一生懸命九州北部豪雨で頑張っておる中で、ややもすれば今度新型コロナウイルス対策に対しましては、朝倉市は、皆様方の満足のあるような支援策はひょっとしたら出らんかもしれん」というような話をさせていただきました。その3人の方々は「それは康ちゃん、ほんなこっちゃろうな」と一定の理解をいただいて、私も安堵したわけです。そういった中で、朝倉市が1億4,300万円という支援策を打ち出した。本当に私はありがたいなと痛感をいたしております。それと同時に私は、何が言いたい、私は杷木であります。九州北部豪雨の爪痕がまだまだ残ってる中で、ある女性の同年配の方々がうちに来られて、それも泣きながら「梶原さん、助けてください」「何ですな」「亡くなられた方はもちろんのことですが、全壊、半壊、一部損壊、床下浸水、そういったところには義援金が出よる。しかしながら、私たちは命は預かりました。家も何もなっちゃりません。ただ、畑、田んぼ、それからネギハウス、イチゴハウス、そういったものが全壊になって、あしたからどげんして食べていくとやろか、助けてください、義援金は出らんとですな」ということで、これはもう法律上、そういったところには、「ごめんな、義援金は出らん」と。そういった方々に、私は本当にきょうの新型コロナウイルスの支援策を聞きながら、本当にそういった方々には、申しわけないなとつくづく今思っています。何とか、きょう皆さん方も知つとるごと、議会も行政も一緒になって、どうもない、しかしながら、あしたから御飯が食べられんところには、何か支援策が講じてもらったやろか、これは私も含めてですよ。本当に私は申しわけなかったなと、そのように思っております。そういったところで、本当にきょうは1億4,300万円という補正は出ましたが、朝倉市独自の支援策が出ましたが、きょうラジオを聞きながら、政府はまだまだ緊急事態宣言を1カ月間ぐらい延ばすというような政府の発表もあっておりました。まだまだこれはいつ収束するのかわからんような場合、これはまだまだ第2弾、第3弾、そういったものが即効性、機動力を持ちながら、何とか支援金、対策金が出るんじゃないだろうか、一縷の期待をいたしております。そういったことを鑑みながら、市長、再度、16番議員のほうからいろいろと質疑があつており

ますので、市長の力強い言葉を聞いておりますが、私の質疑も力強い言葉がいただけるならと思って、言わせていただきます。

○議長（堀尾俊浩君） 市長。

○市長（林 裕二君） 今回のコロナウイルス感染は、これまで我々が経験をしていなかった極めて深刻な問題であり、その渦中にごさいます朝倉市民にとりまして、これまでいろんな立場で、特に議員が言われましたように、九州北部豪雨時の災害で、制度的な問題等があつて、日の当たらない方々がいらっしゃるというのは承知しております。こういったことを例にされまして、これから先の朝倉市のコロナ対策については、今回で冒頭申し上げましたように、これは第1弾ですから、今後状況を見ながら、的確にそして広く議会の皆さん方を初め、いろんな方々の状況、考え方等をしっかりと見ながら、対策を迅速にやっていきたいということで取り組みをさせていただきます。

○議長（堀尾俊浩君） 14番、梶原康嗣議員。

○14番（梶原康嗣君） ありがとうございます。そういった中で、宿泊業者の支援策もここに上げられておりますが、本当にこれも原鶴温泉を特化して言わせていただきますならば、九州北部豪雨のときにも、市と一緒に、無料入浴券を配布しながら、ボランティアの方々、それから、家もなくなった方々にどうぞ原鶴温泉に入浴に来てくださいというような、本当に朝倉市に原鶴温泉も僕は寄与したんじゃないかなど。今度は、我々行政が、我々議会がそういったところには御恩返しもせにゃいかんとじゃないかなど、お互いに持ちつ持たれつの住民とのそういった関係が一番今後は大事になってくるんじゃないかなど。そういったことを強く願いながら、第2弾、第3弾を期待するものであります。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） よろしいですか。ほかにごさいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） あと2つ議案がございます。12時になりましたけれど、切りをつけるということで、そこまで進めてよろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） ありがとうございます。

次に、第35号議案令和2年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第36号議案朝倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより、議案等の委員会付託を行います。付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第34号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後3時15分再開

○議長(堀尾俊浩君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会付託中の議案等については、別紙配付のとおり、審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、環境民生常任委員会に付託していた第31号議案ほか4件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 大庭きみ子君登壇)

○環境民生常任委員長(大庭きみ子君) ただいま議題となりました第31号議案ほか4件につきまして慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第31号議案専決処分について(朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定について)です。

主な改正内容は、まず、個人住民税において、1点目に、未婚のひとり親に対する税制措置及び寡婦控除、寡夫控除の見直しです。婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について、控除額30万円のひとり親控除が新設され、それ以外の寡婦については、引き続き、控除額26万円の寡婦控除が適用されます。あわせて、ひとり親控除及び寡婦控除に所得制限を設けることとされています。

2点目に、低未利用土地などを譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設です。個人が都市計画区域内にある低未利用土地などを譲渡した場合において、所定の要件を満たせば、長期譲渡所得の金額から100万円を控除できる制度が創設されます。

次に、たばこ税について、軽量葉巻たばこの課税方式の見直しです。

葉巻たばこについては、1グラム当たり、紙巻たばこ1本に換算して課税されています。いわゆるリトルシガーと呼ばれる、1本当たり1グラム未満の軽量な葉巻たばこは、紙巻たばこと形状が似ているものの、税負担が低く抑えられているため、本改正により、経過

措置を経て、紙巻たばこと同じ本数課税方式へ変更されます。

最後に、固定資産税において、1点目に、所有者不明土地への課税についてです。

住民票、戸籍などの公簿上の調査及び関係者などへの質問などをしても、固定資産の所有者が1人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなし、固定資産税台帳に登録し、固定資産税を課すことを可能とするものです。

2点目に、現所有者の申告の制度化です。

登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者に対し、市の条例で定めることで、氏名、住所など、必要な事項を申告させることを可能とするものです。

審査に当たりましては、固定資産税における所有者不明土地への課税の改正に対する質疑で、まず、土地の使用者の定義についてただしました。執行部によりますと、田畑の場合は耕作をしていることが要件で、草刈りなどの手入れをしているだけでは使用者とはみなさないとのことでした。

また、所有者不明となるケースの代表的な例についてもただしました。土地の持ち主が死亡した場合、通常、相続人を所有者とみなし、課税していますが、調査をしても相続人が判明しない場合、また、相続人全員が相続放棄している場合などに、所有者不明となるケースが多いとのことでした。

本委員会としましては、法令の改正に伴うものであり、全員異議なく、原案のとおり、承認すべきものと決しました。

次に、第32号議案専決処分について（朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）です。

主な改正内容は、まず、1点目に、課税限度額の引き上げです。

国民健康保険税の課税限度額について、基礎分を現行の61万円から63万円に、介護納付金分を16万円から17万円に引き上げます。これにより、課税限度額の最高額は現行の96万円から99万円になります。

2点目に、低所得者に対する国民健康保険税の軽減判定所得の引き上げです。

軽減基準額算定時の被保険者1人当たりの加算額を、5割軽減世帯は現行の28万円から28万5,000円に、2割軽減世帯は、51万円から52万円に引き上げます。これは、物価上昇の影響により、軽減世帯の範囲が減少しないようにするためのものです。軽減分は公費で賄われ、市の負担割合は4分の1です。

質疑に当たりましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、今後想定される被保険者の所得減少に伴う減免について、現段階での考え方はどうなっているのかという点についてただしました。

執行部によりますと、ことしの収入減が影響するのは、実際には来年度の保険税算定の所得であり、令和2年度の減免については、国も財政支援を行うとの通知が示され、今後、

情報を収集しながら事務を進めていくとのことです。本委員会としましては、法令の改正に伴うものであり、全員異議なく、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第33号議案専決処分について（朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）です。

改正内容は、第1段階から第3段階までの所得段階の方を対象に、介護保険料の軽減を行うものです。12段階ある保険料の所得段階のうち、第1段階の介護保険料、年額2万6,550円を2万1,240円に、第2段階の3万9,294円を3万444円に、第3段階の5万1,330円を4万9,560円に改定します。

平成26年度に介護保険法の一部改正が行われ、市町村が所得の少ない者の介護保険料を減額賦課した場合に、減額した額の総額を、一般会計から特別会計に繰り入れる仕組みが創設されました。朝倉市においても、平成27年4月から保険料の軽減を一部実施しています。

令和元年10月からの消費増税に伴う保険税軽減強化としての本改正により、令和2年度はさらに低所得者の保険料軽減が強化されます。基準額に対する軽減割合は、規定の上限の割合に設定されています。なお、この軽減強化に伴う保険料減額分は6,942万2,940円で、そのうちの4分の1に当たる1,735万5,735円が市の負担額となります。

審査に当たりましては、低所得者の介護保険料軽減強化を規定の上限の率で行うことについて、低所得者だけでなく、被保険者全体にも目を向ける意味で、基準額そのものを見直すという視点も必要なのではないかという点についていただきました。

執行部によりますと、高齢者及び要介護認定者の増加が想定される状況下での基準額の見直しは容易でないものとしつつ、保険料の額に影響を与える介護給付費をまず適正化するために、要介護認定者数を少しでも減らす必要があることから、介護予防事業に力を注ぎ、元気な高齢者をふやす取り組みを進めていくとのことです。

本委員会としましては、今後、さらなる高齢化に伴い、介護費用の増加と保険料負担水準の上昇が避けられない中で、生活保護受給者や市民税非課税世帯に属する被保険者の介護保険料の軽減を強化することにより、介護保険制度を持続可能なものとするために必要な改正であることを認め、全員異議なく、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第35号議案令和2年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての説明に入ります前に、関連がありますので、第36号議案朝倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを報告いたします。

本件は、新型コロナウイルス感染症に関し、国が行う緊急の感染拡大防止策への対応の一環として、新型コロナウイルスに感染した被保険者等に対し、傷病手当金を支給するため条例の整備を行うものです。

国内の感染拡大防止の観点から、発熱などの症状があつて、新型コロナウイルスの感染が疑われる、または感染が判明した国民健康保険の被保険者に傷病手当金を支給した場合、

国が支給費用の全額を支援する方針が出されました。この支援の目的は、会社を休みやすい環境を整えることで、人と人との接触を減らし、感染拡大を防止及び抑制することです。支給対象要件は次の3点を全て満たしていることです。

1点目は、勤め先から給与などの支払いを受けている者で、新型コロナウイルスに感染した者、または感染が疑われている者であること。

2点目は、感染または感染の疑いにより、その療養のために労務に服することができず、その期間が3日を超えること。

3点目は、労務に服することができない期間に対する給与などの支払いを受けられない者であることです。

支給額は、直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で割った金額の3分の2に相当する金額です。

適用期間は令和2年1月1日から9月30日までの間に、療養のために労務に服することができない期間です。ただし、入院が継続する場合などは、最長1年6カ月を超えないものとしします。

対象者であるかの判断は、被保険者からの申請書とあわせ、給与の支給状況や労務に服することができない日についての事業主による証明に基づいて行われます。あわせて、病院を受診した場合には、受診や入院の状況について、医療機関が記載した書類の提出が求められます。支給事務については、まだ詳細が示されておらず、今後、県と連絡をとりながら進めていくとのことでした。

審査に当たりましては、支給対象となる条件について、PCR検査を受けている必要があるのかをたどしました。執行部によりますと、傷病手当金の支給は、会社を休みやすい環境を整えることで感染拡大を防止することを目的としており、PCR検査を受けていなくても、感染の疑いがあり自宅待機している場合などは、支給申請書へその旨を記載し、労務不能についての事業主からの証明を受ければ対象となるとのことでした。

本委員会としましては、感染した方や感染が疑われる方が安心して治療に専念でき、自宅待機してもらいやすくすることで、さらなる感染拡大を防ぐための条例制定であり、緊急事態下における不測の事態に備えるための改正であることを認め、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第35号議案令和2年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてです。

さきに述べました新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金について、特別調整交付金を財源とする250万円の増額補正を行うものです。

朝倉市において不測の事態に備えることを優先し、今後の状況を注視し対応する前提で補正額が計上されています。状況次第では、支給額ゼロとなることも想定されます。仮に、傷病手当金の支給を市が行った場合、その全額が特別調整交付金として市に交付されます。

本委員会としましては、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、環境民生常任委員長の報告は終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 大庭きみ子君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） それでは、第31号議案専決処分について（朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第31号議案は、原案のとおり承認されました。

次に、第32号議案専決処分について（朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第32号議案は、原案のとおり承認されました。

次に、第33号議案専決処分について（朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第33号議案は、原案のとおり承認されました。

次に、第35号議案令和2年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第35号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第36号議案朝倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第36号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第34号議案の審議を行います。

それでは、第34号議案令和2年度朝倉市一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第34号議案は、原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午後3時34分休憩

午後4時25分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番浅尾静二議員。

○11番（浅尾静二君） 動議を提出します。

新型コロナウイルス感染症対策として中小企業等に対する独自支援策の充実を求める決

議については、これを緊急を要する事件と認め、日程に追加して審議することを望みます。

○議長（堀尾俊浩君） ただいま、11番浅尾静二議員から、新型コロナウイルス感染症対策として中小企業等に対する独自支援策の充実を求める決議の件を、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、審議することの動議が提出されました。この動議が成立するための必要賛成者は、会議規則第15条の規定により、発議者を含む3人以上であります。この動議について、賛成の皆様のご起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（堀尾俊浩君） 起立5名であります。所定の賛成者がおりますので、本動議は成立いたしました。

新型コロナウイルス感染症対策として中小企業等に対する独自支援策の充実を求める決議の件を緊急を要する事件と認め、日程に追加し、審議することの動議を議題とし、採決いたします。本動議のとおり決することに賛成の皆様のご起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（堀尾俊浩君） 起立少数であります。よって、この動議は否決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、令和2年第2回朝倉市議会臨時会を閉会いたします。

午後4時28分閉会